

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 2 回 本 部 会 議

日時：令和2年8月25日（火）17時00分～

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 議 事

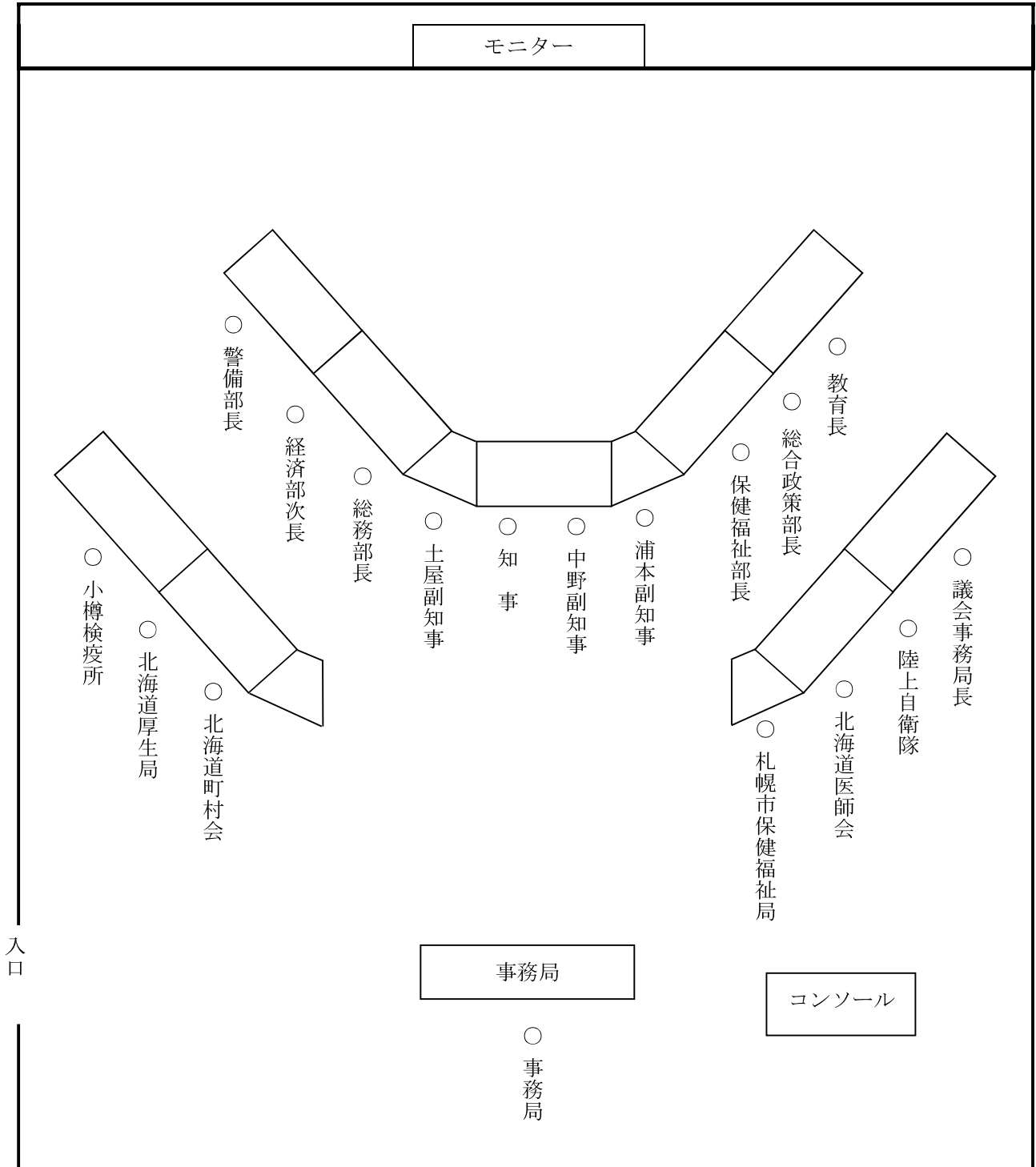
- ・新型コロナウイルス感染症について（報告事項）
- ・イベントの開催制限について（協議事項）
- ・新しい警戒ステージについて（協議事項）

3 閉 会

資料 1	新型コロナウイルス感染症について
資料 2	6月以降の段階的緩和
資料 3 - 1	今後想定される感染状況と対策について (新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)
資料 3 - 2	「新しい警戒ステージ」について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)8月25日(火)



第22回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年8月25日(火) 17:00~

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮 介
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	野 村 聡
総合政策部	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹
	交 通 政 策 局 長	菅 原 裕 之
環境生活部	環 境 生 活 部 総 務 課 長	高 橋 奉 己
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 課 長	酒 井 隆
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	三 瓶 徹
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 一
経済部	次 長	渡 邊 宏 和 彦
	観 光 局 長	佐 藤 昌 俊
	食 産 業 振 興 監	谷 岡 俊 則
農政部	農 政 部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	宮 田 大
水産林務部	次 長	辻 井 宏 文
建設部	部 長	小 林 敏 克 弘
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	道 立 病 院 部 長	粟 井 是 臣
議会事務局	局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 長	小 玉 俊 宏
北海道警察本部	警 備 部 長	高 島 明 紀

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	副 局 長	土 屋 節 子
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸 一
胆振総合振興局	副 局 長	須 田 一
日高振興局	局 長	北 村 英 則 史
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	局 長	宇 野 稔 弘
宗谷総合振興局	副 局 長	岩 田 伸 正
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里 平 倫 行
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	次 長	穴 釜 浩 一
札幌市保健福祉局 保健所	健 康 企 画 課 長	鈴 木 信 一
旭川市保健所	健 康 推 進 課 長	伊 藤 豊
函館市保健所	所 長	山 田 隆 良
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 督
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘

新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 8. 25）

1 発生の状況

- (1) 道内の発生状況及び検査の状況
別紙のとおり
- (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）
8月24日0時までに確認されている感染者は62,507例
入院治療等を要する者11,846名、死亡者は1,181名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者をとりまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間は瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。

- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛

等の協力要請」などを明記。

- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7道府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
- (49) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」)
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3

週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。

- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (63) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (64) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (65) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (66) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (67) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (68) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (69) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催し、大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。
- (70) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (71) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (72) 8月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）及び分科会（第6回）開催。
- (73) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
 - Q & A、休日夜間の電話対応開始
 - 道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
 - 1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
 - 1月23日、観光関係団体等
 - 1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
 - 1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
 - 2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
 - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派

遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休

- 館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
 - (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
 - (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
 - (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
 - (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
 - (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
 - (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
 - (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
 - (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
 - (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
 - (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
 - (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
 - (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
 - (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
 - (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
 - (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
 - (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
 - (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。
 - (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
 - (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
 - (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
 - (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
 - (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
 - (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
 - (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
 - (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。

- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (57) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (58) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (59) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (60) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (61) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (62) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月16日～7月6日）。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (64) 6月19日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間6月19日～7月5日）。
- (65) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (66) 7月5日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を延長（実施期間6月19日～7月22日）。
- (67) 7月6日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）を解除（実施期間6月16日～7月6日）。
- (68) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (69) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (70) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (71) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。
- (72) 7月22日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を8月11日まで延長。
- (73) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (74) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (75) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (76) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (77) 8月7日、上川総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（実施期間8月7日～8月27日）。
- (78) 8月11日、石狩振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施期間を8月31日まで延長。
- (79) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1515	8/7	30代	男性	石狩振興局管内	調査中
1516	8/7	40代	男性	石狩振興局管内（千歳市）	調査中
1517	8/7	40代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1518	8/7	50代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1519	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1520	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1521	8/7	非公表	非公表	非公表	あり
1522	8/7	非公表	男性	札幌市	なし
1523	8/7	20代	女性	札幌市	なし
1524	8/7	非公表	非公表	札幌市	あり
1525	8/7	非公表	非公表	札幌市	なし
1526	8/7	60代	男性	旭川市	調査中
1527	8/7	50代	男性	旭川市	調査中
1528	8/7	40代	女性	旭川市	調査中
1529	8/8	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1530	8/8	40代	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1531	8/8	非公表	男性	札幌市	なし
1532	8/8	非公表	非公表	非公表	あり
1533	8/8	30代	男性	札幌市	あり
1534	8/8	80代	男性	札幌市	なし
1535	8/8	20代	男性	札幌市	なし
1536	8/8	20代	女性	札幌市	あり
1537	8/8	40代	女性	札幌市	あり
1538	8/8	20代	女性	札幌市	あり
1539	8/8	40代	男性	非公表	なし
1540	8/8	20代	女性	札幌市	なし
1541	8/8	60代	女性	旭川市	調査中
1542	8/9	20代	非公表	札幌市	なし
1543	8/9	30代	男性	札幌市	なし

1544	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1545	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1546	8/9	20代	男性	札幌市	なし
1547	8/9	40代	男性	札幌市	なし
1548	8/9	20代	女性	札幌市	なし
1549	8/9	非公表	男性	札幌市	なし
1550	8/9	40代	男性	札幌市	あり
1551	8/9	50代	女性	空知総合振興局管内	調査中
1552	8/9	非公表	男性	釧路総合振興局管内	調査中
1553	8/10	20代	男性	札幌市	あり
1554	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1555	8/10	60代	女性	札幌市	あり
1556	8/10	非公表	非公表	非公表	あり
1557	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1558	8/10	50代	女性	札幌市	あり
1559	8/10	30代	男性	札幌市	なし
1560	8/10	非公表	非公表	札幌市	あり
1561	8/10	30代	女性	札幌市	あり
1562	8/10	20代	男性	札幌市	なし
1563	8/10	50代	女性	札幌市	なし
1564	8/10	非公表	女性	空知総合振興局管内	調査中
1565	8/10	非公表	女性	釧路総合振興局管内	調査中
1566	8/11	非公表	女性	札幌市	あり
1567	8/11	非公表	非公表	札幌市	あり
1568	8/11	20代	女性	札幌市	なし
1569	8/11	非公表	非公表	札幌市	あり
1570	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1571	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1572	8/11	30代	女性	札幌市	あり

1573	8/11	20代	女性	札幌市	なし
1574	8/11	50代	男性	札幌市	なし
1575	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1576	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1577	8/11	20代	女性	札幌市	あり
1578	8/11	20代	男性	札幌市	あり
1579	8/11	40代	男性	札幌市	あり
1580	8/12	30代	女性	札幌市	あり
1581	8/12	非公表	男性	札幌市	あり
1582	8/12	30代	男性	札幌市	なし
1583	8/12	40代	男性	十勝総合振興局管内（大樹町）	調査中
1584	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1585	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1586	8/13	非公表	非公表	非公表	あり
1587	8/13	50代	男性	札幌市	あり
1588	8/13	20代	女性	札幌市	なし
1589	8/13	40代	女性	札幌市	なし
1590	8/13	20代	女性	札幌市	あり
1591	8/13	20代	男性	石狩振興局管内	調査中
1592	8/13	50代	男性	後志総合振興局管内	調査中
1593	8/13	非公表	非公表	十勝総合振興局管内	調査中
1594	8/14	50代	男性	札幌市	なし
1595	8/14	20代	女性	札幌市	なし
1596	8/14	30代	男性	札幌市	なし
1597	8/14	60代	女性	札幌市	あり
1598	8/14	60代	男性	札幌市	あり
1599	8/14	20代	男性	札幌市	なし
1600	8/14	40代	男性	札幌市	なし
1601	8/14	20代	男性	札幌市	あり

1602	8/14	20代	女性	空知総合振興局管内（岩見沢市）	調査中
1603	8/14	60代	男性	石狩振興局管内	調査中
1604	8/14	60代	女性	石狩振興局管内	調査中
1605	8/14	30代	男性	胆振総合振興局管内	調査中
1606	8/15	70代	女性	札幌市	あり
1607	8/15	非公表	非公表	非公表	あり
1608	8/15	非公表	非公表	札幌市	なし
1609	8/15	40代	男性	札幌市	なし
1610	8/15	30代	男性	札幌市	なし
1611	8/15	80代	女性	札幌市	あり
1612	8/15	20代	男性	札幌市	なし
1613	8/15	30代	女性	札幌市	あり
1614	8/15	20代	男性	札幌市	あり
1615	8/15	50代	男性	非公表	なし
1616	8/15	80代	女性	札幌市	あり
1617	8/15	30代	男性	札幌市	なし
1618	8/15	10代	女性	東京都	調査中
1619	8/15	50代	男性	十勝総合振興局管内	調査中
1620	8/16	非公表	非公表	札幌市	あり
1621	8/16	20代	女性	札幌市	あり
1622	8/16	非公表	女性	札幌市	なし
1623	8/16	30代	女性	札幌市	なし
1624	8/16	40代	男性	札幌市	なし
1625	8/16	70代	女性	札幌市	あり
1626	8/16	20代	男性	札幌市	あり
1627	8/16	30代	男性	札幌市	なし
1628	8/17	40代	非公表	札幌市	なし
1629	8/17	非公表	非公表	札幌市	あり
1630	8/17	10代	男性	札幌市	あり

1631	8/17	非公表	非公表	札幌市	あり
1632	8/17	非公表	女性	札幌市	あり
1633	8/18	非公表	非公表	札幌市	あり
1634	8/18	40代	男性	札幌市	あり
1635	8/18	50代	男性	札幌市	あり
1636	8/18	50代	女性	札幌市	あり
1637	8/18	50代	男性	札幌市	あり
1638	8/18	10代	男性	札幌市	あり
1639	8/19	30代	男性	札幌市	なし
1640	8/19	30代	男性	札幌市	なし
1641	8/19	20代	男性	札幌市	なし
1642	8/19	50代	男性	札幌市	あり
1643	8/19	50代	女性	札幌市	なし
1644	8/19	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1645	8/19	20代	男性	石狩振興局管内	調査中
1646	8/19	20代	女性	小樽市	調査中
1647	8/20	非公表	非公表	空知総合振興局管内	調査中
1648	8/20	10代	女性	札幌市	なし
1649	8/20	非公表	非公表	非公表	あり
1650	8/20	30代	女性	札幌市	あり
1651	8/20	80代	男性	札幌市	調査中
1652	8/20	10代	女性	札幌市	あり
1653	8/20	20代	男性	札幌市	あり
1654	8/20	30代	女性	札幌市	なし
1655	8/20	70代	非公表	非公表	調査中
1656	8/20	80代	女性	非公表	調査中
1657	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1658	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1659	8/20	50代	女性	小樽市	調査中

1660	8/20	40代	女性	小樽市	調査中
1661	8/20	60代	女性	小樽市	調査中
1662	8/20	40代	女性	小樽市	調査中
1663	8/20	70代	非公表	小樽市	調査中
1664	8/20	80代	男性	小樽市	調査中
1665	8/20	非公表	非公表	非公表	調査中
1666	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1667	8/20	非公表	非公表	小樽市	調査中
1668	8/20	非公表	非公表	非公表	調査中
1669	8/20	20代	女性	小樽市	調査中
1670	8/20	30代	女性	小樽市	調査中
1671	8/20	20代	男性	小樽市	調査中
1672	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1673	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1674	8/21	20代	男性	札幌市	なし
1675	8/21	20代	非公表	札幌市	なし
1676	8/21	90代	男性	石狩振興局管内	調査中
1677	8/21	60代	女性	石狩振興局管内	調査中
1678	8/21	60代	男性	小樽市	調査中
1679	8/21	30代	女性	小樽市	調査中
1680	8/21	30代	女性	小樽市	調査中
1681	8/21	20代	男性	根室振興局管内（根室市）	調査中
1682	8/22	40代	男性	札幌市	なし
1683	8/22	非公表	非公表	非公表	あり
1684	8/22	非公表	非公表	非公表	あり
1685	8/22	30代	非公表	札幌市	なし
1686	8/22	20代	男性	札幌市	なし
1687	8/22	20代	男性	札幌市	なし
1688	8/22	非公表	女性	札幌市	調査中

1689	8/22	20代	女性	札幌市	調査中
1690	8/22	40代	男性	石狩振興局管内	調査中
1691	8/22	80代	女性	後志総合振興局管内	調査中
1692	8/22	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1693	8/22	60代	女性	小樽市	調査中
1694	8/22	70代	女性	小樽市	調査中
1695	8/22	非公表	非公表	非公表	調査中
1696	8/22	10歳未満	女性	小樽市	調査中
1697	8/22	20代	女性	非公表	調査中
1698	8/22	30代	女性	旭川市	調査中
1699	8/23	40代	男性	札幌市	調査中
1700	8/23	30代	女性	札幌市	調査中
1701	8/23	20代	男性	札幌市	調査中
1702	8/23	非公表	非公表	札幌市	調査中
1703	8/23	20代	非公表	札幌市	調査中
1704	8/23	20代	男性	札幌市	あり
1705	8/23	10代	女性	札幌市	あり
1706	8/23	30代	男性	札幌市	調査中
1707	8/23	60代	男性	札幌市	調査中
1708	8/23	非公表	非公表	札幌市	調査中
1709	8/23	80代	女性	小樽市	調査中
1710	8/23	50代	女性	小樽市	調査中
1711	8/23	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1712	8/23	非公表	非公表	オホーツク総合振興局管内	調査中
1713	8/24	非公表	男性	札幌市	調査中
1714	8/24	20代	非公表	札幌市	あり
1715	8/24	非公表	非公表	非公表	あり
1716	8/24	30代	男性	札幌市	調査中
1717	8/24	非公表	非公表	小樽市	調査中

1718	8/24	非公表	非公表	小樽市	調査中
1719	8/24	70代	女性	小樽市	調査中
1720	8/24	40代	男性	石狩振興局管内	調査中

■検査及び患者の状況（8月24日現在）

	検査件数	40,089	
1	陽性累計	1,720	A
2	陰性確認済累計	1,476	B
3	死亡累計	103	C
4	現在患者数	141	D (A - B - C)
	うち現在入院患者	106	
	うち宿泊療養施設入所者	35	

■宿泊療養施設入所者数

(8月24日14時00分現在)

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数
東横INN札幌すすきの南	—	—	—
リッチモンドホテル札幌駅前	0	0	0
アパホテル&リゾート札幌	2	4	35
合計	2	4	35

6月30日付け契約終了

■新規感染者の年代別割合

	緊急事態宣言 解除直後 (5/26-6/1)	前回会議 (7/31-8/6)	直近値 (8/18-8/24)
新規感染者数	39名	101名	88名
年代別割合（年齢公表分）			
10代	7%	2%	9%
20代	4%	50%	25%
30代	15%	15%	16%
10-30代の割合	26%	67%	50%
40代	11%	6%	10%
50代	15%	11%	11%
60代	11%	11%	7%
70代	22%	2%	9%
80代	11%	3%	11%
90代	4%	-	1%

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～8/31
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
のイベント制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔

(改訂後)

6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～9/30
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント制限等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔

※ 収束傾向が見られた場合には対応を検討

今後想定される感染状況と対策について

令和2年8月7日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

各都道府県で今後想定される感染状況

- 目標 : 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
 - ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

ステージⅠ

感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P 6 の取組及び P 7 の取組のうち、黒字の取組を実施

ステージⅢの指標

ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅢで講ずべき施策 (P 7) を実施

ステージⅣの指標

ステージⅣ

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅣで講ずべき施策 (P 8) を実施

指標及び目安

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

	医療提供体制等の負荷		②療養者数 ^{注4}	監視体制	感染の状況			
	①病床のひっ迫具合 ^{注3}				③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床						
ステージⅢの指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1 / 5 以上 現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上 <small>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1 / 5 以上 現時点の確保病床数の占有率 1 / 4 以上 	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	15人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	
ステージⅣの指標	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1 / 2 以上 	<ul style="list-style-type: none"> 最大確保病床の占有率 1 / 2 以上 	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	25人/10万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮する。

注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数（ECMO除く）、60歳以上新規報告数も参考とする。

注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。

注4 医療提供体制や公衆衛生体制のひっ迫具合については、入院患者のほか、ホテル等における宿泊療養や自宅療養も含めた全体の療養者数も影響することから指標として設定。

①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

- ✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

②集団感染（クラスター）の早期封じ込め

- ✓ 徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓ 接触者の調査と合理的な対応
- ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討

③基本的な感染予防の徹底（**3密回避等**）

- ✓ 事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
- ✓ 個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
- ✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進

④保健所の業務支援と医療体制の強化

- ✓ 人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
- ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充

⑤水際対策の適切な実施

⑥人権への配慮、社会課題への対応等

⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

ステージⅢで講ずべき施策の提案

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項/黒字:ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項)
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- **ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。**
- **イベント開催の見直し。**
- **人が集中する観光地の施設等における入場制限等。**
- **接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。**
- **飲食店における人数制限。**

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- **COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。**
- **リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化)。**
- **テレワーク等の更なる推進。**

【対個人】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- **夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。**
- **飲食店における人数制限。**
- **若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。**

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- **ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信。**
 - ・ 重症化しやすい人(高齢者など): 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
 - ・ 中年: 職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 若者: クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - ・ 医療従事者・介護労働者: リスクの高い場所に行かない。

【対国・地方自治体】

(保健所の業務支援)

- **クラスター対策の重点化・効率化。**
 - **保健所への人材の派遣・広域調整。**
 - **保健所負担の更なる軽減。**
- (医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)
- **病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など一段進んだ取組)。**
 - **重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。**
 - **無症候者、症状別の感染者数の公表。**
 - **臨時の医療施設の準備。**
 - **都道府県域を超えた患者受入れ調整(広域搬送)。**
 - **検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)**
 - **感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。**
 - **感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施**
- (水際対策)
- **水際対策の適切な実施を継続。**

(その他の重要事項)

- **リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。**

ステージⅣで講ずべき施策の提案

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

「新しい警戒ステージ」
について

警戒ステージの設定の考え方

- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」において、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示された。
- 道としてはこの提言に準拠することを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重要であることから、本道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定する。
- 施策の実施に当たっては、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本としつつ、広域分散型の社会構造を有する本道の特殊性を考慮し、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じるなど適切な対応を検討する。
- 道としては、この警戒ステージの考え方を含めて、道民や事業者と認識を共有し、この感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

目標

- ① 十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化
- ② 迅速かつ効果的に感染拡大防止対策を講じ、感染レベルをなるべく早期に減少
以上を通じて感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状 況	対応の考え方	(参考) 国の分科会ステージ
1	<p>感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階</p>	<p>感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）</p>	I
2	<p>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> </div> <p>個々の行動変容に対する協力を要請</p>	II
3	<p>感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> </div> <p>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</p>	
4	<p>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> </div> <p>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</p>	III
5	<p>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</p> </div> <p>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</p>	IV

警戒ステージの対応の目安

1

2

3

4

5

【法24条に基づく要請】

◆行動自粛等の要請（社会経済活動への影響を抑えながら段階的に強化）

（要請例）

- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・3密を回避できない場所での会合自粛
- ・高齢者、基礎疾患を有する方等の感染防止の徹底 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

テレワークの推進や出勤抑制

接触アプリ等のさらなる活用

（要請例）

- ・感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛
- ・同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛
- ・感染拡大地域との往来自粛
- ・不要不急の外出自粛 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

◆施設の使用制限等の要請

感染拡大防止対策を講じていない施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

◆イベント制限等の要請

イベントの見直し等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

【法24条及び45条に基づく要請】

道外との往来自粛

全道の外出自粛

施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

開催の自粛等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起

感染状況に応じて、振興局による注意喚起

※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標		1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数		—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)
監視体制	PCR検査陽性率		—	増加	増加	10%	10%
感染状況	新規報告数		—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)
	直近一週間と先週一週間の比較		—	増加	増加	増加	増加
	感染経路不明割合		—	50%	50%	50%	50%

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

参考：振興局別の人口との比較

	平成31年1月1日 住基人口	10万人あたりの数(週あたり)			
		2人／週	2.5人／週	15人／週	25人／週
北海道	5,304,413	107	133	796	1,327

【参考】

道央	空知総合振興局	293,770	6	8	45	74
	石狩振興局	2,377,490	48	60	357	595
	後志総合振興局	209,584	5	6	32	53
	胆振総合振興局	391,990	8	10	59	98
	日高振興局	66,894	2	2	11	17
道南	渡島総合振興局	395,365	8	10	60	99
	檜山振興局	36,168	1	1	6	10
道北	上川総合振興局	495,947	10	13	75	124
	留萌振興局	45,840	1	2	7	12
	宗谷総合振興局	63,844	2	2	10	16
オホーツク	オホーツク総合振興局	281,630	6	8	43	71
十勝	十勝総合振興局	340,088	7	9	52	86
釧路・根室	釧路総合振興局	230,748	5	6	35	58
	根室振興局	75,055	2	2	12	19

ステージ	指標	医療提供体制の負荷の状況
1	-	◆医療提供体制に大きな支障がない段階
2	病床 150床	◆中核的医療機関の機能制限 ・外来機能の縮小・停止等により、一部患者が診療を受けられないおそれが発生する状況 ・地域によっては、小児・周産期救急、がん治療などに支障が出るおそれが発生する状況 ◆地域の状況に応じて宿泊療養の開始を検討 ・地域によっては、患者数の増加により、病床利用率が増加し、軽症者に対する宿泊療養の開始を検討
	重症者病床 15床	
	新規報告数107人	
3	病床 250床	◆一般診療への影響 ・医療機関の受入調整に時間を要し、入院待機者が増加するおそれが発生する状況 ・帰国者接触者外来など一部医療機関の負担が急増し、診療所、歯科医療などにも大きな支障が出るおそれが発生する状況 ◆全道的な宿泊療養の開始、自宅療養の検討 ・全道的に医療機関の病床利用率が増加し、道内各圏域で宿泊療養施設の運用を開始。患者の状況に応じた自宅療養の開始を検討
	重症者病床 25床	
	新規報告数133人	
4	病床 350床	◆地域の医療機能の低下、三次医療機能の一部を制限 ・全道域で患者数が増加し、医療従事者の負担が暫増し、医療機能が大きく低下 ・地域によっては、事故・災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患患者など比較的高度で専門的な医療を確保できないおそれが発生する状況 ◆慢性期医療、介護サービスの停止 ・集団感染の発生状況によっては、慢性期医療や介護サービス全般を維持できなくなるおそれが発生する状況
	重症者病床 35床	
	新規報告数796人	
5	病床 900床	◆三次医療を大幅に制限 ・全道的に、比較的高度で専門的な医療を受けられなくなり、事故や災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患の患者を救命できないおそれが発生する状況 ◆臨時的医療施設の設置やトリアージの開始 ・全道的に医療機関の受入能力を超過した場合、公共施設等の転用など臨時的医療施設を設置 ・トリアージが開始され、一部重症者への医療提供を見送るほか、地域によっては、中等症の患者にも自宅療養を開始
	重症者病床 90床	
	新規報告数1,327人	